

11の2 長期優良住宅建築等計画の認定申請 1件につき次の表に掲げる額

		区分	手数料の額	
長期優良住宅 建築等計画認 定申請	住宅の品質確保の 促進等に関する法 律（平成11年法律 第81号）第5条第 1項に規定する住 宅性能評価書（以 下この項において 「評価書」とい う。）又は同法第 6条の2第3項に 規定する確認書 （以下この項にお いて「確認書」と いう。）を添付す る場合（住宅を新 築する場合に限 る。）	一戸建ての住宅	15,000円	
		一戸建ての住宅以 外の住宅	1棟当たりの申請に係 る戸数（以下この項に おいて「申請戸数」と いう。）が1戸のもの	15,000円
			1棟当たりの申請戸数 が1戸を超え5戸以下 のもの	26,000円
			1棟当たりの申請戸数 が5戸を超え10戸以下 のもの	42,000円
			1棟当たりの申請戸数 が10戸を超え25戸以下 のもの	68,000円
			1棟当たりの申請戸数 が25戸を超え50戸以下 のもの	108,000円
			1棟当たりの申請戸数 が50戸を超え100戸以 下のもの	164,000円
			1棟当たりの申請戸数 が100戸を超え200戸以 下のもの	277,000円
			1棟当たりの申請戸数 が200戸を超え300戸以 下のもの	350,000円
			1棟当たりの申請戸数 が300戸を超えるもの	398,000円
	確認書を添付する 場合（住宅を新築 する場合を除く。）	一戸建ての住宅	22,000円	
		一戸建ての住宅以 外の住宅	1棟当たりの申請戸数 が1戸のもの	22,000円
			1棟当たりの申請戸数 が1戸を超え5戸以下 のもの	38,000円
			1棟当たりの申請戸数 が5戸を超え10戸以下 のもの	61,000円
1棟当たりの申請戸数 が10戸を超え25戸以下 のもの			101,000円	
1棟当たりの申請戸数 が25戸を超え50戸以下 のもの			161,000円	
1棟当たりの申請戸数 が50戸を超え100戸以 下のもの			245,000円	
1棟当たりの申請戸数			415,000円	

			が100戸を超え200戸以下のもの	
			1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	525,000円
			1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	595,000円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅			52,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	52,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	118,000円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	187,000円	
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	368,000円	
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	656,000円	
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,127,000円	
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	2,082,000円	
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	2,974,000円	
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	3,643,000円	
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		77,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	77,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	176,000円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	280,000円	
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	550,000円	
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	983,000円	

			1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,689,000円	
			1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	3,122,000円	
			1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	4,460,000円	
			1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	5,463,000円	
長期優良住宅建築等計画変更認定申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に関する審査を要するものに限る。）	評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		12,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	12,000円	
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	21,000円	
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	34,000円	
			1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	52,000円	
			1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	86,000円	
			1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	137,000円	
			1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	228,000円	
			1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	285,000円	
			1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	316,000円	
			一戸建ての住宅		17,000円
		確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	17,000円
				1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	30,000円
1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	49,000円				
1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	77,000円				

		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	128,000円
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	204,000円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	341,000円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	427,000円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	473,000円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		31,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	31,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	67,000円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	107,000円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	202,000円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	361,000円
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	618,000円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,131,000円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,597,000円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1,939,000円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		45,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	45,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	99,000円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	159,000円

		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	301,000円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	540,000円
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	926,000円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,695,000円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	2,394,000円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	2,907,000円

備考

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。

11の2の2 長期優良住宅の認定を受けた住宅の容積率の特例の許可申請 1件につき 160,000円